

令和元年  
綾瀬市議会 1 2 月定例会議案

綾 瀬 市



# 目 次

| 番 号 | 題 名  | ページ |
|-----|--|-----|
| 議 案 |  |     |
| 5 6 | 綾瀬市市税条例の一部を改正する条例                            | 1   |
| 5 7 | 綾瀬市公共下水道事業の設置等に関する条例                         | 4   |
| 5 8 | 綾瀬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例         | 7   |
| 5 9 | 綾瀬市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例             | 9   |
| 6 0 | 工事請負契約の締結について（令和元年度綾瀬市立寺尾小学校空調設備機能復旧工事（機械））  | 1 0 |
| 6 1 | 指定管理者の指定について（綾瀬市文化会館、綾瀬市立公民館及び綾瀬市コミュニティセンター） | 1 1 |
| 6 2 | 市道路線の廃止について（R 2 0 1）                         | 1 2 |
| 6 3 | 市道路線の廃止について（R 1 1 3 5）                       | 1 3 |
| 6 4 | 市道路線の認定について（R 2 0 1 - 1）                     | 1 4 |
| 6 5 | 令和元年度綾瀬市一般会計補正予算（第4号）                        | 別 冊 |
| 報 告 |  |     |
| 8   | 専決処分の報告について（綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）   | 1 5 |



綾瀬市市税条例の一部を改正する条例

綾瀬市市税条例（昭和52年綾瀬町条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第13項第5号中「附則第15条第32項第1号」を「附則第15条第33項第1号」に改め、同項第6号中「附則第15条第32項第2号」を「附則第15条第33項第2号」に改め、同項第7号中「附則第15条第32項第3号」を「附則第15条第33項第3号」に改め、同項第8号中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同項第9号中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同項第10号中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第14項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第18項から第21項までを次のように改める。

18 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第31条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|          |         |         |
|----------|---------|---------|
| 第31条第2号ア | 3,900円  | 4,600円  |
|          | 6,900円  | 8,200円  |
|          | 10,800円 | 12,900円 |
|          | 3,800円  | 4,500円  |
|          | 5,000円  | 6,000円  |

19 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日ま

での間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|          |         |        |
|----------|---------|--------|
| 第31条第2号ア | 3,900円  | 1,000円 |
|          | 6,900円  | 1,800円 |
|          | 10,800円 | 2,700円 |
|          | 3,800円  | 1,000円 |
|          | 5,000円  | 1,300円 |

20 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第31条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|          |         |        |
|----------|---------|--------|
| 第31条第2号ア | 3,900円  | 2,000円 |
|          | 6,900円  | 3,500円 |
|          | 10,800円 | 5,400円 |
|          | 3,800円  | 1,900円 |
|          | 5,000円  | 2,500円 |

21 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第31条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|          |        |        |
|----------|--------|--------|
| 第31条第2号ア | 3,900円 | 3,000円 |
|----------|--------|--------|

|  |         |        |
|--|---------|--------|
|  | 6,900円  | 5,200円 |
|  | 10,800円 | 8,100円 |
|  | 3,800円  | 2,900円 |
|  | 5,000円  | 3,800円 |

附則第22項から第24項までを削る。

附則に次の1項を加える。

- 22 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第31条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第19項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定及び附則第3項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の附則第19項から第21項までの規定は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の附則第22項の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和元年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市公共下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「政令」という。)の規定に基づき、綾瀬市公共下水道事業(以下「公共下水道事業」という。)の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共下水道事業の設置)

第2条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び政令第1条第2項の規定に基づき、公共下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第4条 公共下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 排水区域、計画人口及び計画汚水量は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定めた事業計画によるものとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない公共下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により、公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責



任を免除する場合は、議会の同意を得なければならない。

( 会計事務の処理 )

第 7 条 法第 3 4 条の 2 ただし書の規定に基づき、公共下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納及び支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務
- (3) 支出負担行為の確認に関する事務

( 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等 )

第 8 条 公共下水道事業の業務に関し法第 4 0 条第 2 項の条例で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 負担付きの寄附又は贈与の受領に関すること
- (2) 市がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関すること
- (3) 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定に関するもので当該決定に係る金額が 1 0 0 万円 ( 交通事故に係るもので、自動車損害賠償保障法 ( 昭和 3 0 年法律第 9 7 号 ) の適用を受けるものにあつては、同法に規定する当該保険金の最高額 ) を超えるもの

( 業務状況説明書類の作成及び公表 )

第 9 条 市長は、公共下水道事業に関し、法第 4 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、毎事業年度 4 月 1 日から 9 月 3 0 日までの業務の状況を説明する書類を 1 1 月 3 0 日までに、1 0 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの業務の状況を説明する書類を翌年 5 月 3 1 日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、1 1 月 3 0 日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5 月 3 1 日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、公共下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

- 3 天災その他避けることのできない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、速やかにこれを作成しなければならない。
- 4 法第40条の2第1項の規定による公表は、綾瀬市公告式条例（昭和27年綾瀬町条例第10号）の定めるところにより行う。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
（綾瀬市特別会計条例の一部改正）
- 2 綾瀬市特別会計条例（昭和39年綾瀬町条例第14号）の一部を次のように改正する。  
第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

令和元年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計へ移行するため、同法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、条例の制定をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正  
する条例

綾瀬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 4 1 年綾瀬町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「の各号の」を「に掲げる」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

(1) 市内に居住し、又は勤務する者

第 4 条第 1 号を削り、同条第 2 号中「禁錮」を「禁錮」に、「終る」を「終わる」に改め、同号を同条第 1 号とし、同条第 3 号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(3) 居住地と異なる場所で生活し、又は勤務地と異なる場所で勤務することにより  
6 月以上連続して職務に従事することができない者

第 4 条第 4 号を削る。

第 5 条第 1 項第 2 号中「たえない」を「堪えない」に改め、同条第 2 項各号を次のように改める。

(1) 前条第 1 号又は第 3 号に該当するに至つたとき。

(2) 第 3 条第 1 号に掲げる資格を欠くに至つたとき。

第 6 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（懲戒）」を付し、同条第 1 項第 1 号中「並びに」を「又は」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第 7 条を次のように改める。

（綾瀬市一般職の職員の分限に関する条例の準用）

第 7 条 綾瀬市一般職の職員の分限に関する条例（昭和 2 9 年綾瀬町条例第 8 号）第 4 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定は、第 5 条の規定による分限及び前条の規定による懲戒に関する処分の手続について準用する。この場合において、同条例第 4 条第 1 項中「法第 2 8 条第 1 項第 1 号」とあるのは「第 5 条第 1 項第 1 号」と、同条第 2 項中「法第 2 8 条第 1 項第 2 号」とあるのは「第 5 条第 1 項第 2 号」と、「若しくは免職する場合又は第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を休職する場合」とあるのは「又は免職する場合」と、同条第 4 項中「法第 2 8 条

第1項第4号」とあるのは「第5条第1項第4号」と、「の定める人事評価等の基準」とあるのは「が別に定める基準」と読み替えるものとする。

第9条を次のように改める。

第9条 市内に居住している団員が2日以上にわたり居住地と異なる場所に滞在するとき又は市内に勤務する団員が2日以上にわたり勤務地と異なる場所で勤務するときは、当該団員は、任命権者が定める者にその旨を申し出なければならない。

2 分団の団長は、当該分団の出動体制を確保できない場合として任命権者が定める場合に該当したときは、速やかにその旨を任命権者に届け出なければならない。

第11条中「若しくは」を「又は」に改める。

第13条第1項中「、訓練、機械器具の点検等」を「又は訓練」に改める。

第15条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(退職報償金)」を付する。

第16条に見出しとして「(委任)」を付する。

別表第2水火災の項中「2,000」を「3,000」に改め、同表警戒・訓練の項中「1,500」を「2,000」に改め、同表機械器具点検の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、同表の改正規定の施行の日以後にした出動に係る出勤手当について適用し、同日前にした出動に係る出勤手当については、なお従前の例による。

令和元年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

消防団員の任用要件の緩和及び処遇の改善を図るとともに、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図る地方公務員法の改正の趣旨を踏まえ、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和47年綾瀬町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表及び第3条の表中「綾瀬市深谷中1丁目2番1号」を「綾瀬市深谷中1丁目4番30号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和元年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

綾瀬市消防本部及び消防署の移転に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものがあります。

工事請負契約の締結について

令和元年度綾瀬市立寺尾小学校空調設備機能復旧工事（機械）の請負契約を次のとおり締結します。

- 1 請負契約者 勝栄・ニイクラ特別共同企業体  
代表構成員  
神奈川県高座郡寒川町田端1177番地  
株式会社勝栄工業  
代表取締役 中内 靖修
- 2 請負契約金額 186,890,000円
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 履行場所 綾瀬市寺尾南1丁目3番1号地内  
令和元年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

令和元年度綾瀬市立寺尾小学校空調設備機能復旧工事（機械）の請負契約を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

| 名称                 | 所在地              |
|--------------------|------------------|
| 綾瀬市文化会館            | 綾瀬市深谷中1丁目3番1号    |
| 綾瀬市立中央公民館          |                  |
| 綾瀬市立中央公民館中村地区センター  | 綾瀬市深谷中5丁目16番43号  |
| 綾瀬市立中央公民館早園地区センター  | 綾瀬市早川2934番地      |
| 綾瀬市立中央公民館吉岡地区センター  | 綾瀬市吉岡2316番地      |
| 綾瀬市立中央公民館綾南地区センター  | 綾瀬市上土棚中1丁目10番11号 |
| 綾瀬市立中央公民館北の台地区センター | 綾瀬市蓼川2丁目1番12号    |
| 綾瀬市立寺尾いずみ会館        | 綾瀬市寺尾台3丁目6番25号   |
| 綾瀬市立南部ふれあい会館       | 綾瀬市上土棚南1丁目5番10号  |

2 指定管理者の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社オーエンス

(2) 代表者 代表取締役 大木 一雄

(3) 所在地 東京都中央区銀座四丁目12番15号

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬市文化会館、綾瀬市立公民館及び綾瀬市コミュニティセンターの管理について、指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

| 路線名         | 起 点                | 終 点                | 延 長<br>(メートル) | 幅 員<br>(メートル) | 摘 要 |
|-------------|--------------------|--------------------|---------------|---------------|-----|
| 市道<br>201号線 | 寺尾北四丁目<br>1727番2地先 | 寺尾北四丁目<br>1727番4地先 | 48.2          | 4.5<br>~ 4.6  |     |

令和元年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

路線の延長に伴い、既存の道路を一旦廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。



市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

| 路線名          | 起 点               | 終 点               | 延 長<br>(メートル) | 幅 員<br>(メートル) | 摘 要 |
|--------------|-------------------|-------------------|---------------|---------------|-----|
| 市道<br>1135号線 | 吉岡字堀ノ内<br>1575番地先 | 吉岡字堀ノ内<br>1469番地先 | 40.8          | 1.8<br>~1.9   |     |

令和元年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

道路の払下げに伴い廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案する  
ものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

| 路線名           | 起 点                 | 終 点                | 延 長<br>(メートル) | 幅 員<br>(メートル) | 摘 要 |
|---------------|---------------------|--------------------|---------------|---------------|-----|
| 市道<br>201-1号線 | 寺尾台四丁目<br>1959番13地先 | 寺尾北四丁目<br>1726番8地先 | 75.9          | 4.5<br>~ 4.6  |     |

令和元年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

開発行為により帰属した道路用地と一旦廃止した既存道路を一路線として認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和元年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

専 決 処 分 書

綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年綾瀬町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第16条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第17条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第20条第5項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(綾瀬市一般職の職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 綾瀬市一般職の職員の分限に関する条例(昭和29年綾瀬町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

(綾瀬市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 綾瀬市職員の旅費に関する条例(昭和53年綾瀬町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第16条第2号、第4号若しくは第5号」を「第16条(第2号を除く。)」に改める。

(綾瀬市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 綾瀬市職員の退職手当に関する条例(昭和60年綾瀬市条例第19号)の一

部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

令和元年11月11日

綾瀬市長 古 塩 政 由

理 由

地方公務員法の改正に伴い、綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、条文の文言整理等を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分する。